政令番号171 プロピコナゾール

各都道府県での農薬の使用先別使用量 (平成25年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道		使用量(kg/年)							
府県 コート	都道府県名	田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他 非農耕地	家庭 園芸	使用量 合計
1	北海道			2.0E+4	4.6E+2				20,457.1
2	青森県			2.5E+1	4.1E+1				66.0
3	岩手県			1.0E+2	1.4E+1				113.7
4	宮城県			1.8E+2	2.7E+1				202.3
5	秋田県			2.5E+1	1.4E+1				38.7
6	山形県			2.5E+1	4.0E+0				29.0
7	福島県			2.5E+1	2.7E+1				52.3
8	茨城県			1.0E+2	8.0E+1				180.3
9	栃木県			6.5E+2	1.0E+2				751.9
10	群馬県			1.0E+2	5.5E+1				154.6
11	埼玉県				6.7E+1				66.6
12	千葉県				1.3E+2				125.2
13	東京都				2.1E+2				205.7
	神奈川県				4.1E+1				41.0
15	新潟県			5.0E+1	1.4E+1				63.7
16	富山県			2.5E+1	1.4E+1				38.7
17	石川県			1.3E+2	4.5E+1				170.0
18	福井県			7.5E+1					75.0
19	山梨県				4.5E+1				45.0
20	長野県			5.0E+1	4.9E+1				99.0
	岐阜県				5.9E+1				58.6
22	静岡県			5.0E+1	8.7E+1				136.6
23	愛知県			2.5E+2	6.8E+1				318.3
24	三重県			2.5E+1	3.5E+1				60.3
	滋賀県			2.8E+2	1.4E+1				288.7
26	京都府			2.5E+1	1.4E+1				38.7
	大阪府				4.1E+1				41.0
	兵庫県			1.0E+2	1.9E+2				285.5
	奈良県			2.5E+1	1.4E+1				38.7
	和歌山県			2.5E+1	1.4E+1				38.7
	鳥取県			0.55.4					05.0
	島根県			2.5E+1	0.75.4				25.0
	岡山県			0.55.4	2.7E+1				27.3
	広島県			2.5E+1	6.8E+1				93.3
	山口県 徳島県			1.0E+2	1.4E+1 1.4E+1				113.7
	香川県			2.5E+1	1.4E+1 1.4E+1				38.7
	愛媛県			2.5E+1	3.1E+1				56.3
	高知県			Z.UET I	1.4E+1		+		13.7
-	福岡県			3.0E+2	8.6E+1				385.9
	佐賀県			7.8E+2	0.0LT1				775.0
	長崎県			2.5E+1					25.0
	熊本県			2.5E+2	1.4E+1				263.7
	大分県			1.3E+2	1.4E+1		 		138.7
	宮崎県			5.0E+1	1.4E+1				63.7
	鹿児島県			2.5E+1	5.5E+1				79.6
	沖縄県			1.5E+2	1.4E+1				163.7
	全国			2.4E+4	2.3E+3				26,556.5